



有限会社 金子商店

静岡県浜松市北区細江町気賀180-2
TEL/053-523-0800(代)
FAX/053-523-0820
<http://www.kaneko-shouten.com>
info@kaneko-shouten.com

会社概要

商号

有限会社金子商店

所在地

〒431-1305
静岡県浜松市北区細江町気賀180-2
TEL 053-523-0800 / FAX 053-523-0820

代表取締役

金子 龍二

設立年月日

平成11年1月12日
[昭和18年引佐郡細江町(=当時)にて『金子商店』として創業]

資本金

500万円

事業内容

非鉄金属、製鋼原料、製紙原料等の加工販売
産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬および処分
一般廃棄物の収集運搬、解体工事

主要取引先(敬称略)

本田技研工業(株)浜松工場、(株)富士通ゼネラル 浜松事業所、浜松市役所、
ヤマハ(株)、浜松ガasket(株) 他

取得許可

ISO014001:2004/JISQ14001:2004産業廃棄物等の収集・運搬・中間処分、
製紙原料・製鋼原料・非鉄金属のリサイクル、計量作業
産業廃棄物収集運搬業許可(静岡県)
産業廃棄物収集運搬業許可(愛知県)
産業廃棄物収集運搬業許可(山口県)
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(浜松市)
産業廃棄物処分業許可(浜松市)
一般廃棄物収集運搬業許可(浜松市)
一般建設業許可
第一種フロン類回収業者登録

敷地面積

浜松市北区細江町気賀180-2 他	2,600㎡
浜松市北区細江町下気賀9407-1 他	1,496㎡
浜松市北区細江町三和2412-1	1,000㎡
浜松市北区細江町中川7172-2496	989㎡
浜松市北区細江町気賀135-2	300㎡
浜松市北区細江町気賀2737-1 他	4,000㎡

主要設備

圧縮機、切断機、40tトラックスケール、3tフラットスケール、
1t車3台、4t車(セーフティローダー1台、平ボディ2台、ユニック2台、バックャー2台)、
フォークリフト11台、大型増トン車(平ボディ)2台、ユンボ1台 他

主要取引銀行

静岡銀行細江支店、遠州信用金庫細江支店

従業員数

男7名、女3名、パート2名 計12名(平成30年6月現在)

会社沿革

1943

1月／金子商店として静岡県引佐郡細江町気賀240-1にて創業

1998

1月／事業拡大の為、本拠地を細江町気賀180-2に移転(敷地面積3600㎡)

1999

1月／資本金500万円で有限会社金子商店として法人成
11月／産業廃棄物収集運搬業許可(静岡県、浜松市)取得(8品目)

2003

1月／産業廃棄物中間処分量業許可(静岡県)取得(圧縮、切断、)(3品目)

2004

6月／特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(静岡県、浜松市)取得(汚泥)

2005

5月／一般廃棄物収集運搬業許可取得
7月／浜松市との合併により、静岡県浜松市細江町気賀180-2に住所変更
9月／静岡県浜松市細江町中川に土地取得(敷地面積1000㎡)

2006

11月／産業廃棄物収集運搬業許可(豊田市)取得(1品目)
12月／ISO14001キックオフ

2007

4月／浜松市が政令指定都市となり、静岡県浜松市北区細江町気賀180-2に住所表示変更
10月／ISO14001:2004を「産業廃棄物等の収集・運搬・中間処分、製紙原料・製鋼原料・非鉄金属のリサイクル、計量作業」の登録範囲について取得(認証登録番号:EMS522327)

2008

2月／第一種フロン類回収業者登録(静岡県)
10月／解体工事業者登録(静岡県)

2009

産業廃棄物収集運搬業許可(愛知県)取得

2010

一般建設業の許可(とび・土木工事業)取得

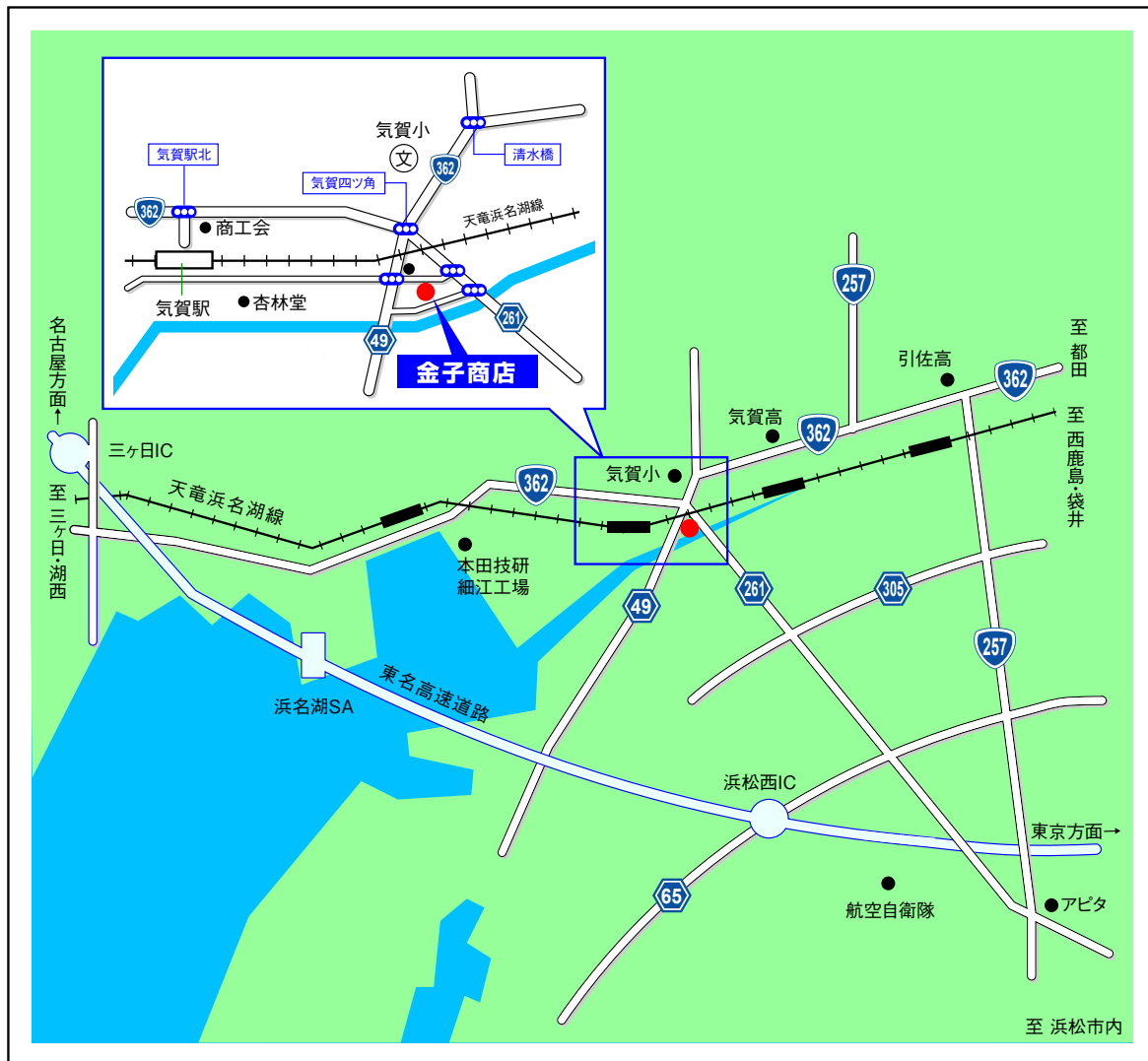
2012

産業廃棄物収集運搬業許可(山口県)取得

2017

一般建設業の許可(解体工事業)取得

アクセス



東京方面から電車利用

- ・JR掛川駅にて東海道新幹線または東海道本線下車、天竜浜名湖鉄道に乗り換えて気賀駅まで約1時間半
- ・JR浜松駅下車。浜松駅からのアクセスは下記をご覧ください

名古屋方面から電車利用

- ・JR新所原駅にて東海道本線下車、天竜浜名湖鉄道に乗り換えて気賀駅まで約40分
- ・JR浜松駅下車。浜松駅からのアクセスは下記をご覧ください

浜松駅から電車利用

遠州鉄道新浜松駅より終点西鹿島駅まで約30分、天竜浜名湖鉄道に乗り換えて気賀駅まで約30分

浜松駅からバス利用

浜松駅前バスターミナル15番乗り場より遠鉄バス「気賀・三ヶ日」行きにて『気賀駅前』バス停まで約45分

東京方面から車利用

東京より東名高速道路利用で浜松西ICまで約2時間45分、浜松西ICより浜松環状線を左折北上、「葵町」交差点を左折して県道261号線「姫街道」利用。浜松西ICより細江町気賀まで約15分

大阪・名古屋方面から車利用

大阪より東名高速道路利用で三ヶ日ICまで約3時間30分、名古屋より東名高速道路利用で三ヶ日ICまで約1時間。三ヶ日ICより国道362号線を左折。三ヶ日ICより細江町気賀まで約15分

取扱品目



特号

銅は再生利用が比較的容易であり、鉄、アルミと共にリサイクルの優等生です。伸延性、圧延性、耐食性に優れ、また伝導率が高いため、電線や電子部品などに多く再生利用されます。他の金属と融合しやすい性質の為、多くの銅合金があります。

(主なリサイクル例) 電線、半導体、電子部品、10円玉



上銅

銅は再生利用が比較的容易であり、鉄、アルミと共にリサイクルの優等生です。伸延性、圧延性、耐食性に優れ、また伝導率が高いため、電線や電子部品などに多く再生利用されます。他の金属と融合しやすい性質の為、多くの銅合金があります。

(主なリサイクル例) 電線、半導体、電子部品、10円玉



銅パイプ

銅は再生利用が比較的容易であり、鉄、アルミと共にリサイクルの優等生です。伸延性、圧延性、耐食性に優れ、また伝導率が高いため、電線や電子部品などに多く再生利用されます。他の金属と融合しやすい性質の為、多くの銅合金があります。

(主なリサイクル例) 電線、半導体、電子部品、10円玉



真鍮セパ

真鍮は銅合金とも呼ばれ、主に銅(65%)と亜鉛(35%)から成り立っています。銅と同じように伸延性、圧延性、耐食性に優れ電子部品として多く再生利用されると共に、他の金属と融合することにより、加工性を高め、日用品や工芸品としても多く再生利用されています。

(主なリサイクル例) 電子部品、日用品、工芸品、5円玉



真鍮粉

真鍮は銅合金とも呼ばれ、主に銅(65%)と亜鉛(35%)から成り立っています。銅と同じように伸延性、圧延性、耐食性に優れ電子部品として多く再生利用されると共に、他の金属と融合することにより、加工性を高め、日用品や工芸品としても多く再生利用されています。

(主なリサイクル例) 電子部品、日用品、工芸品、5円玉



込真鍮

真鍮は銅合金とも呼ばれ、主に銅(65%)と亜鉛(35%)から成り立っています。銅と同じように伸延性、圧延性、耐食性に優れ電子部品として多く再生利用されると共に、他の金属と融合することにより、加工性を高め、日用品や工芸品としても多く再生利用されています。

(主なリサイクル例) 電子部品、日用品、工芸品、5円玉



アルミ粉

アルミニウムはボーキサイトを主原料に膨大な電力を使用して作られています。アルミニウムスクラップをアルミニウムとして溶解再生するエネルギーは、前途のエネルギーの3~5%で済みます。現在アルミ缶の約83%がリサイクルされていますが、アルミスクラップをリサイクル原料として有効に活用する事は地球環境にとっても重要です。(主なリサイクル例) 建築鋼材、自動車部品 etc.



アルミ缶

アルミニウムはボーキサイトを主原料に膨大な電力を使用して作られています。アルミニウムスクラップをアルミニウムとして溶解再生するエネルギーは、前途のエネルギーの3~5%で済みます。現在アルミ缶の約83%がリサイクルされていますが、アルミスクラップをリサイクル原料として有効に活用する事は地球環境にとっても重要です。(主なリサイクル例) 建築鋼材、自動車部品 etc.



ステンレス

ステンレスは(Stain less)の名の通り、(錆びない、錆びにくい)という意味の主にクローム(18%)、ニッケル(8%)、残分は鉄からなる合金です。耐食性、耐久性、耐熱性にとっても優れた金属です。ステンレススクラップが国内のステンレス製造原料の約50%を占めています。(主なリサイクル例) 建築金物、精密機械、日用品廻り品

取扱品目



丹入コロ(亜鉛)

亜鉛は非鉄金属の中では、銅、アルミについて3番目に多く生産されている金属です。亜鉛自体は腐食しやすい為、亜鉛そのものとしてよりも、錆止め様のメッキ材料や銅等の他の金属との融合、ダイカスト材などに再生利用されます。
(主なりサイクル例) 鉄などの防食用メッキ材、ダイカスト



MIXメタル

自動車などを破碎した後、磁選別、風力選別、手選別の過程を経て、鉄、ダスト等のゴミが除かれた様々な非鉄金属の混ざり物です。様々な選別用途により、それぞれの金属に分別され再生されます。

主要設備

設備機器

40tトラックスケール、3tフラットスケール、他



3m³ボックス



1m³ボックス

車両

産業廃棄物収集運搬車両9台、一般廃棄物収集運搬車両3台、
4t車(セーフティーローダー1台、平ボディ2台、ユニック2台、パッカー2台)、
フォークリフト11台、大型増トン車(平ボディ)2台、ユンボ1台 他



大型増トン車(平ボディ)



ユンボ

中間処理施設

圧縮機、切断機 [浜松市北区細江町気賀135-2]



圧縮機



切断機

取得許可

様式第七号（第十条の二関係） 第02201065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2

氏 名 有限会社 金子商店
代表取締役 金子 龍二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太

許可の年月日 平成26年 6月11日

許可の有効年月日 平成31年 6月10日

1. 事業の範囲
事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい 以上 11品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成11年11月26日 新規許可
平成16年11月26日 更新許可
平成21年 7月17日 更新許可
平成26年 6月17日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別表（特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類）

特定有害産業廃棄物名	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
1 水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
2 カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
3 鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
4 有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
5 六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
6 砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
7 シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
8 PCB	○	○	○	○	○	○	○
9 トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
10 テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
11 ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
12 四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
13 1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
14 1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
15 シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
18 1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○
19 テトラム	○	○	○	○	○	○	○
20 シマジン	○	○	○	○	○	○	○
21 テオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
22 ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
23 セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
24 1, 4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○
25 ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○

※ 取扱うことのできるものは「○」で示す。

許可番号第02300065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2

氏 名 有限会社 金子商店
代表取締役 金子 龍二 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀章

許可の年月日 令和 元(2019)年 6月24日

許可の有効年月日 令和 6(2024)年 6月10日

1. 事業の範囲
積替え、保管を除く。
燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
以上 9品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成21年12月 1日 新規許可
平成26年 7月 8日 更新許可
令和 元年 6月24日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可番号 第03500065334号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2

氏 名 有限会社金子商店
代表取締役 金子龍二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣敬

許可の年月日 平成29年 3月15日

許可の有効年月日 平成34年 3月14日

1. 事業の範囲
(1) 産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、汚泥、廃油、鉱さい
（これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上6種類

(2) 事業の区分
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ


3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成29年3月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

取得許可



 許可番号 06321066334号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 名 称 有限会社 金子商店
 代表者の氏名 代表取締役 金子 龍二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。
 浜松市長 鈴木 康友

許 可 の 年 月 日 平成30年 1月30日
 許 可 の 有 効 年 月 日 平成35年 1月29日

1. 事業の範囲
 (1) 事業の区分
 中間処分 (圧縮、切断)
 (2) 産業廃棄物の種類
 ア 圧縮
 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 以上 3種類
 イ 切断
 廃プラスチック類、金属くず
 以上 2種類

2. 事業の用に供するすべての施設
 (1) 圧縮施設
 ア 設置場所
 浜松市北区細江町気賀字八郎135番2
 イ 設置年月日
 平成15年 1月30日
 ウ 処理能力
 廃プラスチック類 3.84t/日
 金属くず 30.34t/日
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 9.60t/日
 エ 許可年月日

該当なし
 オ 許可番号
 該当なし
 (2) 切断施設
 ア 設置場所
 浜松市北区細江町気賀字八郎135番2
 イ 設置年月日
 平成15年 1月30日
 ウ 処理能力
 廃プラスチック類 2.81t/日
 金属くず 22.20t/日
 エ 許可年月日
 該当なし
 オ 許可番号
 該当なし
 3. 許可の条件

 4. 許可の更新又は変更の状況
 (1) 平成15年 1月30日 新規許可
 (2) 平成30年 1月30日 更新許可
 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無



 浜松市指令第234号
 平成31年3月14日


所在地 浜松市北区細江町気賀180番地の2
 名称 有限会社 金子商店
 代表者氏名 代表取締役 金子 龍二

浜松市長 鈴木 康友

一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

許 可 番 号	第64号
許 可 の 年 月 日	平成31年4月1日
許 可 の 有 効 期 限	平成33年3月31日
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類 ごみ
積替え又は保管の有無	積替え及び保管を含む。
積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類	資源物(びんに限る。)
収集を行うことができる区域	田原地域自治区、旧引佐地域自治区、田ニケ地域自治区
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地 浜松市北区細江町気賀180番地の2 面積 12.5㎡ 一般廃棄物の種類 資源物(びんに限る。) 保管上限 3.8㎡
許 可 の 条 件	***
許 可 の 更 新 又 は 変 更 の 状 況	***



第一種フロン類充填回収業者登録更新通知書

環政第1-497号
 平成29年12月18日

住所 静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2
 氏名 有限会社金子商店
 代表取締役 金子 龍二 様

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、登録の更新を行ったことを通知します。

静岡県知事 川勝 平太

登録番号	静岡県 101125	登録年月日	平成29年12月18日 (西暦2017年12月18日)		
		有効期間満了年月日	平成35年2月13日 (西暦2023年2月13日)		
事業所の名称		特定製品の種類(注)	フロン類の種類		
事業所の所在地			CFC	HCFC	HFC
1 有限会社金子商店	静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2	回収(1)	—	—	○
		回収(2)	—	○	—
		回収(3)	—	—	—
静岡県浜松市北区細江町気賀180番地の2		充填(1)	—	—	—
全1事業所		充填(2)	—	—	—

(注) 特定製品の種類: (1) エアコンディショナー ((3) に該当するものを除く。)
 (2) 冷蔵庫・冷凍庫 (3) に該当するものを除く。
 (3) フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品

取得許可



環境方針

1. 資源リサイクルの拡充を中心に、
リサイクル社会の構築に貢献します。
2. 環境目標を設定し、レビューを行い、
3R(リデュース・リユース・リサイクル)の促進により、
再資源化及び廃棄物の削減を行います。
3. 汚染の予防、騒音振動等の公害防止をはじめ、
環境負荷の低減及び環境保護に努めます。
4. 当社の環境側面に適用可能な環境関連の法規制
及び当社が同意する要求事項を 遵守します。
5. 環境パフォーマンスを向上させるために、
環境マネジメントシステムの継続的改善を進めます。
6. この「環境方針」を文書化し、実行し、維持すると共に、
社内外に公表します。



2018年4月10日
有限会社金子商店
トップマネジメント

金子竜也

個人情報保護方針

有限会社金子商店（以下『当社』という）は、当社がお預かりし業務上使用する当社の顧客・取引関係者等の個人情報および収集・運搬・処分を行う廃棄物に含まれる個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルール及び体制を確立し、以下のとおり個人情報保護方針を定めてこれを実行し、改善・維持することを宣言いたします。

1. 当社はこの宣言を実行するために、「個人情報保護方針」を定め、当社従業員（一般役職員、パートタイマー等を含む）、外注業者、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
2. 当社は個人情報の入手にあたっては、適法かつ公正な手段によることはもちろん、個人情報の所有者であるご本人様から利用目的等について同意をとるか、当社Webサイト上に必要事項を提示いたします。
3. 当社は個人情報を間接的に入手する場合、その個人情報提供者が本人から適正に入手したものであるかどうかを確認し、当社Webサイト上に必要事項を提示いたします。
4. 当社は、個人情報の所有者であるご本人様が、ご自身の個人情報について利用目的の通知あるいは当社の保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等の権利を有していることを確認し、ご本人様からのこれらの要求に対して異議なく応じます。
5. 当社は個人情報を第三者との間で共同利用したり、業務を委託するために個人情報を外注業者等の第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。
6. 当社は個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策などの最新かつ最適な方法によるインターネットセキュリティを講じることはもちろん、社内文書や書類の管理においても適切な情報セキュリティ対策を講じます。
7. 当社は電子情報管理者を選任し、電子化された情報を特定の保管サーバに保管し、ウィルス対策・パスワード管理を行います。
 - * 預託情報は適正な保管場所を設置した上で、設置場所に施錠し、当社が指定した者のみに入退室を許可します。
 - * 預託情報は預託業務遂行にあたっての許諾以外の複製・目的外の利用・第三者提供・持ち出し・目的以外の出力を行いません。
 - * 預託情報は権限者以外の利用を禁止し、業務終了後は適正な廃棄を行います。
 - * 電子化された預託情報については、特定の保管サーバに保管し、ウィルス対策を行い、パスワード管理を行います。
9. 具体的な個人情報収集、取扱いのため以下の原則を定めます。
 - * 個人情報を利用するにあたっての原則
 - * 個人情報の利用は、収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとします。
 - * 個人情報取り扱いに関する禁止事項
 - * 個人情報を第三者に提供することを原則として禁止します。
 - * 個人情報の目的外利用、通常の管理・利用場所からの持ち出し、外部への送信等を禁止します。
 - * 業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせたり、不当な目的に使用することを禁止します。当社従業員はその業務に係る職を退いた後も同様とし必要な措置を講じます。
 - * 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用または提供を禁止します。
 1. 思想、信条及び宗教に関する事項
 2. 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体障害、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
 3. 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
 4. 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
 5. 保健医療及び性生活に関する事項

平成18年2月

有限会社金子商店

個人情報管理総括責任者

専務取締役 金子竜也

* 当該個人情報保護方針は、当社Webサイトでも公示するほか、当社内外の要求に応じて紙面でも公表いたします。

* 個人情報に関するお問い合わせ先

当社の個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いに関するご意見、苦情、確認、お問い合わせ等につきましては次の担当までお願いいたします。

〒431-1305 静岡県浜松市北区細江町気賀180-2
有限会社金子商店 個人情報管理者 専務取締役 金子竜也
TEL/053-523-0800(代) FAX/053-523-0820
E-mail/info@kaneko-shouten.com

*『個人情報』の定義

個人に関する情報であり、当該情報に含まれる要素（住所、氏名、生年月日、その他記述等）により特定の個人を識別することができるもの、及び数字と記号からなるメールアドレスやIDなどそれ自体では本人を特定できなくとも他の情報と照合することによって容易に特定の個人を識別することができるものをいいます。